

[別紙1]

鳥取県スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金の 事務手続きについて

1. 事業取組計画書提出
(別に通知する日(3月上旬)まで)

県から国へ事業計画書提出
国からの県への内定通知(3月末)

2. 交付内示通知到着

3. 事業開始 この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

4. 交付申請提出 (別に通知する日)

【事業を変更したい場合】
要綱別表第4欄に定める変更については県の承認が必要です。
変更(中止・廃止)承認申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

県から国へ交付申請書提出
国からの県への交付決定通知

5. 交付決定通知書到着
(県が、財源となる国の補助金の交付決定を受けてから原則30日以内)

6. 事業報告書提出 (別に通知する日)

県から国へ事業報告書提出(3月末)

7. 事業完了 この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

8. 実績報告書提出 (4月5日まで)

県から国へ実績報告書提出(4月10日まで)
国から県への補助金額の確定

9. 額の確定通知書到着 (県が、財源となる国の補助金の額の確定を受けた後)

◎補助金の支払い※額の確定後精算払い

資料提出・問い合わせ先 鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター
鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201
ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp